

(案)

# 富士見市公共下水道事業経営戦略(改定版)

計画期間 令和 8～17 年度

令和 8 年 3 月

埼玉県 富士見市

(このページは白紙です)

## 目次

---

<b>第 1 章 はじめに .....</b>	<b>1</b>
1-1. 経営戦略改定の目的 .....	1
1-2. 経営戦略の位置付け .....	1
1-3. 計画期間 .....	2
1-4. 改定のポイント .....	2
1-5. 下水道事業会計の仕組み .....	3
<b>第 2 章 下水道事業の現況 .....</b>	<b>4</b>
2-1. 下水道事業の概要 .....	4
2-2. 下水道施設整備の現況 .....	6
2-3. 下水道事業会計の現況 .....	8
2-4. 下水道使用料体系の現況 .....	9
2-5. 民間活用の現況 .....	9
2-6. 組織体制の現況 .....	9
2-7. 下水道経営の現況 .....	10
<b>第 3 章 将来の事業環境 .....</b>	<b>13</b>
3-1. 人口の見通し .....	13
3-2. 下水道有収水量の見通し .....	14
3-3. 下水道使用料収入の見通し .....	14
3-4. 施設の見通し .....	15
3-5. 降雨量の見通し .....	16
3-6. 組織の見通し .....	16
3-7. 建設工事環境の見通し .....	16
3-8. 長期貸付利率の見通し .....	16
3-9. 流域下水道維持管理負担金の見通し .....	17
3-10. 下水道事業の課題 .....	17
<b>第 4 章 経営の基本方針 .....</b>	<b>18</b>
4-1. 基本方針 .....	18
4-2. 基本施策 .....	18
4-3. 経営戦略の中間評価と経営目標の設定 .....	19
<b>第 5 章 今後の主要な取り組み .....</b>	<b>20</b>
【基本施策 1】下水道利用についての啓発 .....	20
【基本施策 2】雨水排水施設の整備と更新 .....	20
【基本施策 3】内水ハザードマップの周知 .....	20
【基本施策 4】ストックマネジメント計画等に基づく更新 .....	20
【基本施策 5】官民連携の推進 .....	21
【基本施策 6】適正な使用料水準の検討 .....	21

第 6 章 投資・財政計画(収支計画) .....	22
6-1. 投資計画 .....	22
6-2. 財源計画 .....	23
6-3. 投資以外の経費 .....	23
6-4. 投資・財政計画の策定 .....	24
第 7 章 使用料改定の必要性検証 .....	26
第 8 章 経営戦略の進捗確認と改定の方針 .....	27
【別紙 1】 経費回収率の向上に向けたロードマップ .....	28
【別紙 2】 原価計算表 .....	29
【別紙 3】 投資・財政計画 .....	30

## 第1章 はじめに

### 1-1.経営戦略改定の目的

下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加など厳しさを増しています。

このような背景のなか、本市では令和3年3月に公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として「富士見市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

当初計画から5年が経過し社会情勢も大きく変化したことから、環境の変化に対応するとともに、持続的かつ安定的な下水道の役割を果たすことを目的に当初計画を改定します。

表1 富士見市公共下水道事業経営戦略の経緯

区分	計画期間	策定期間
当初計画	令和3年度から令和12年度(10年間)	令和3年3月
改定版(今回)	令和8年度から令和17年度(10年間)	令和8年3月

### 1-2.経営戦略の位置付け

本経営戦略は、「富士見市総合計画」を上位計画とし、「公共下水道事業計画」や「下水道ストックマネジメント計画」等の各種計画との整合を図りながら、公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置付けます。

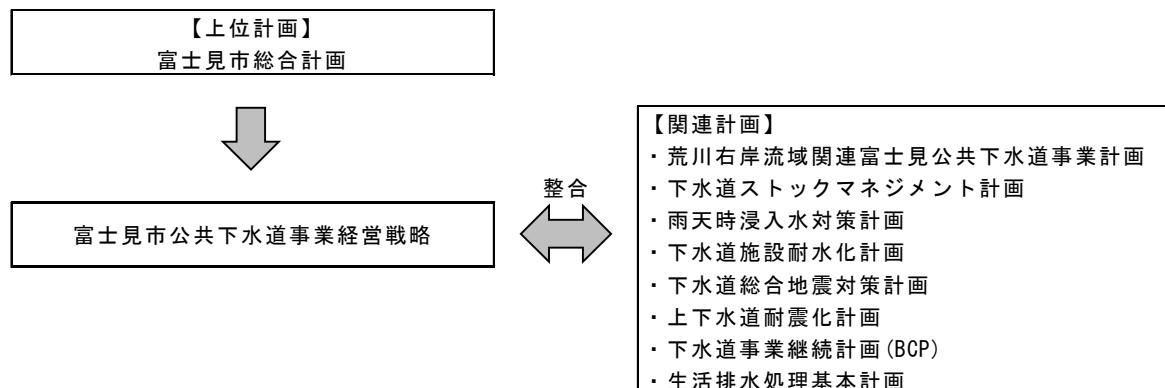


図1 経営戦略の位置付け

### 1-3.計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、本経営戦略の計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

**表 2 経営戦略及び関連計画の計画期間**

計画名	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
富士見市総合計画					第2期基本計画 (令和8~12年度)					第3期基本計画 (令和13~17年度)
富士見市公共下水道事業経営戦略						改定版 (令和8~17年度)				
荒川右岸流域関連 富士見公共下水道事業計画				事業計画 (令和7~11年度)			延伸予定 (計画期間未定)			
下水道ストックマネジメント計画				第2期 (令和7~11年度)			第3期 (令和12~16年度)			
【管路施設】 雨天時浸入水対策計画					更新予定 (令和9~13年度)			更新予定 (令和14~18年度)		
【ポンプ施設】 下水道施設耐水化計画				計画期間 (令和8~12年度)			更新予定 (令和13~17年度)			
【ポンプ施設・管路施設】 下水道総合地震対策計画			計画期間 (令和5~9年度)		更新予定 (令和10~14年度)		更新予定 (令和15~19年度)			
【管路施設】 上下水道耐震化計画			計画期間 (令和7~11年度)			更新予定 (令和12~16年度)				
下水道事業継続計画 (BCP)						毎年更新				
生活排水処理基本計画				計画期間 (令和8~12年度)			更新予定 (令和13~17年度)			

### 1-4.改定のポイント

経営戦略改定にあたってのポイントは以下のとおりです。

＜経営戦略改定のポイント＞

- ①「富士見市人口ビジョン」(令和 7 年 8 月)に示された人口の将来展望を投資・財政計画に反映
- ②関連計画における投資内容を投資・財政計画に反映
- ③近年の長期貸付利率の上昇や物価上昇の傾向を投資・財政計画に反映
- ④流域下水道維持管理負担金の単価上昇を投資・財政計画に反映
- ⑤使用料改定の必要性を検証
- ⑥「経費回収率の向上に向けたロードマップ」<sup>※1</sup>を改定

※1 今後 10 年程度での段階的な使用料の適正化や経営改善等の具体的取り組み、実施予定期限及び業績目標を記載したもの。「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和 7 年 4 月 1 日 国水下事第 65 号)において経営戦略に記載することが求められている。

## 1-5.下水道事業会計の仕組み

### (1)収益的収支と資本的収支

下水道事業会計は地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなることが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(減価償却費等の非現金支出により留保される資金)があります。

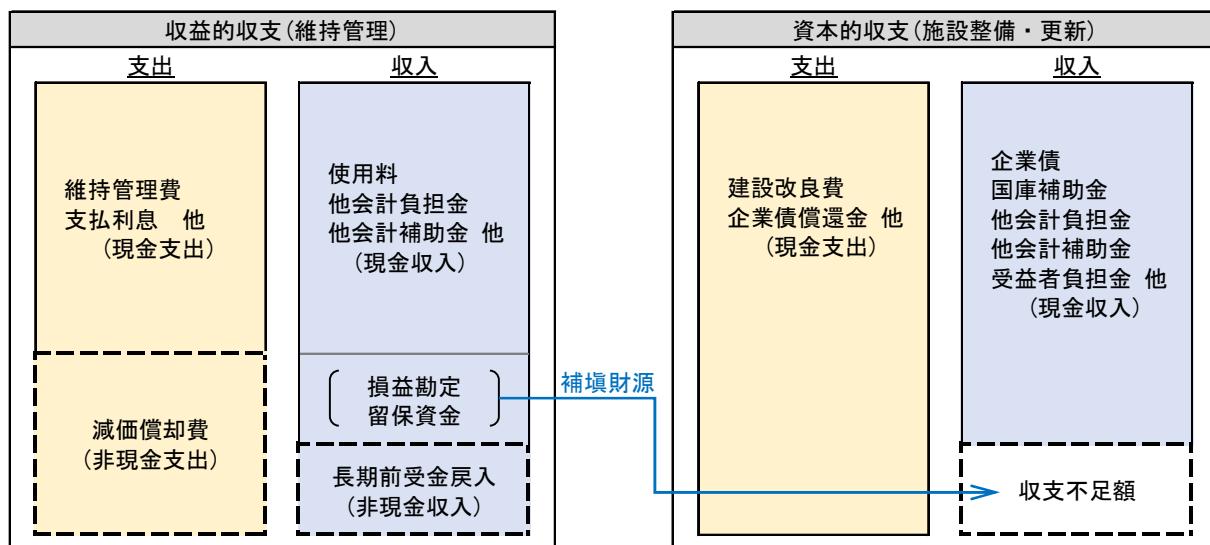


図2 下水道事業会計のイメージ

### (2)経費負担区分

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則とされ、汚水処理に要する経費は事業収入(下水道使用料)によって賄うべきものとされます。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い「分流式下水道に要する経費」等は、公的な便益も認められることから公費(他会計負担金)により負担します。

### (3)他会計からの繰入

他会計(一般会計)から公共下水道事業への繰入は、負担金と補助金に区分されます。このうち、負担金(基準内繰入)は総務省通知<sup>※2</sup>に基づき、公的な便益が認められる経費に対して繰り入れるもので、一方、収支不足に対する補填等の総務省通知に基づかない繰入は、補助金(基準外繰入)と呼ばれます。

### (4)経費回収率

下水道事業の経営状況を評価する指標として経費回収率があります。経費回収率は、汚水処理に要する費用をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表すもので、「汚水私費」の原則に基づき 100%にすることが望ましいとされます。

経費回収率が 100%に満たない場合には、経費の削減や下水道使用料の改定等により経営状況を改善する必要があります。

※2 「令和7年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(令和7年4月1日 総財公第28号)

## 第2章 下水道事業の現況

### 2-1.下水道事業の概要

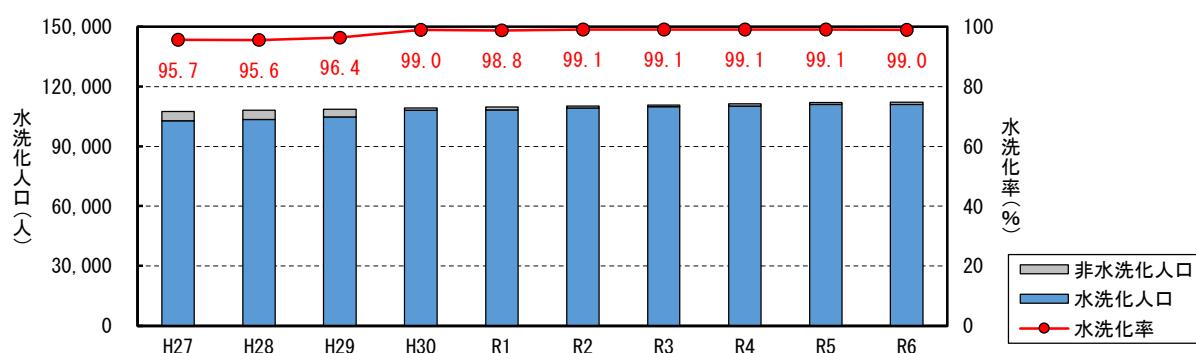
昭和46年度に、10市2町を計画区域とした荒川右岸流域下水道が埼玉県の事業として発足したことにより、本市では昭和49年10月に流域関連公共下水道<sup>※3</sup>として当初事業認可を取得し、昭和57年8月に供用を開始しました。

**表3 本市公共下水道事業の概要(令和7年3月末時点)**

項目	内容
公共下水道事業の名称	荒川右岸流域関連富士見公共下水道事業
流域下水道への接続の有無	あり
供用開始年月日	昭和57年8月20日
地方公営企業法適用年月日	昭和58年4月1日
事業計画面積	汚水 1,264ha 雨水 575ha
整備済面積	汚水 1,105ha (整備率 87.4%) 雨水 276ha (整備率 48.0%)
処理区域内人口	112,288人 (人口密度 101.6人/ha)
水洗化人口	111,203人 (水洗化率 99.0%)
施設概要	管路施設 汚水管 約331km、雨水管 約58km
	処理施設 なし (埼玉県流域下水道に接続)
	雨水ポンプ場 1箇所 (別所雨水ポンプ場) 他、マンホールポンプ等 32箇所

※本市では、市街地の下水道整備は「公共下水道事業」、市街地以外では「特定環境保全公共下水道事業」により実施している。

両事業を合わせて「荒川右岸流域関連富士見公共下水道事業」と呼称しています。



**図3 近年の水洗化人口及び水洗化率**

※3 複数の市町村にまたがり広域的な処理を実施する下水道は流域下水道と呼ばれ、都道府県が設置・管理する。流域下水道に接続する下水道は流域関連公共下水道と呼ばれ、市町村が設置・管理する。富士見公共下水道は、埼玉県荒川右岸流域下水道(荒川右岸処理区)に接続され、埼玉県の下水処理場(新河岸川水循環センター)で汚水処理を実施している。

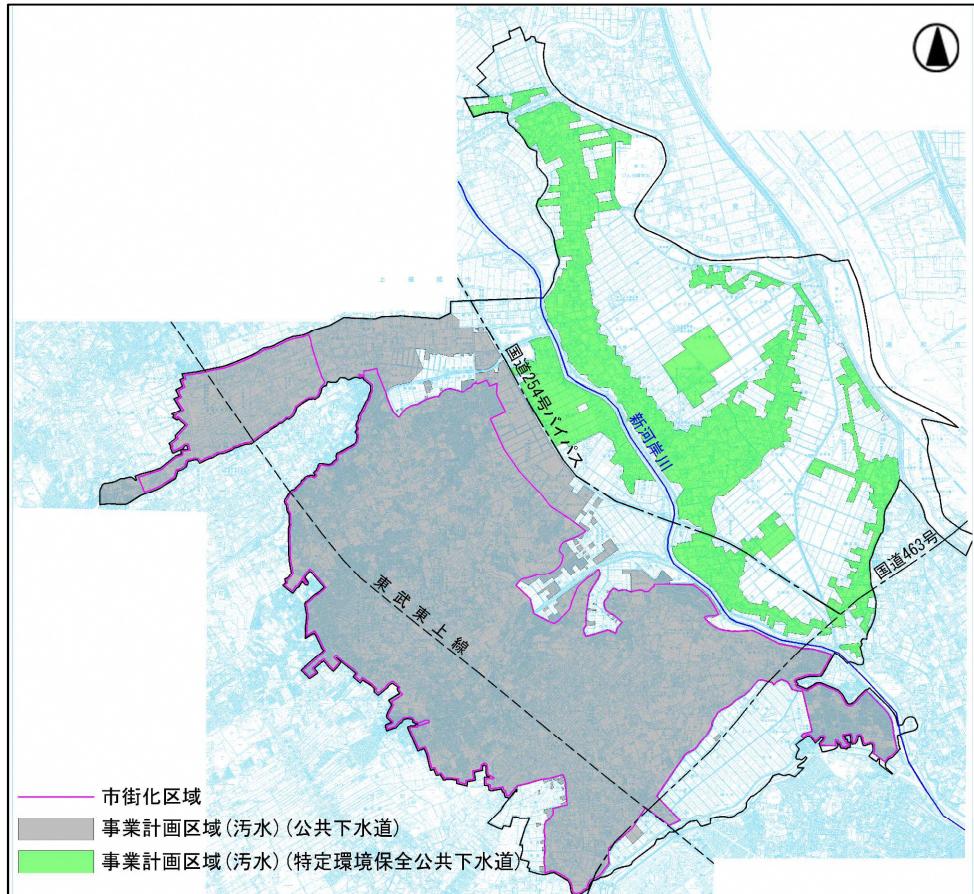


図4 公共下水道計画区域(汚水)

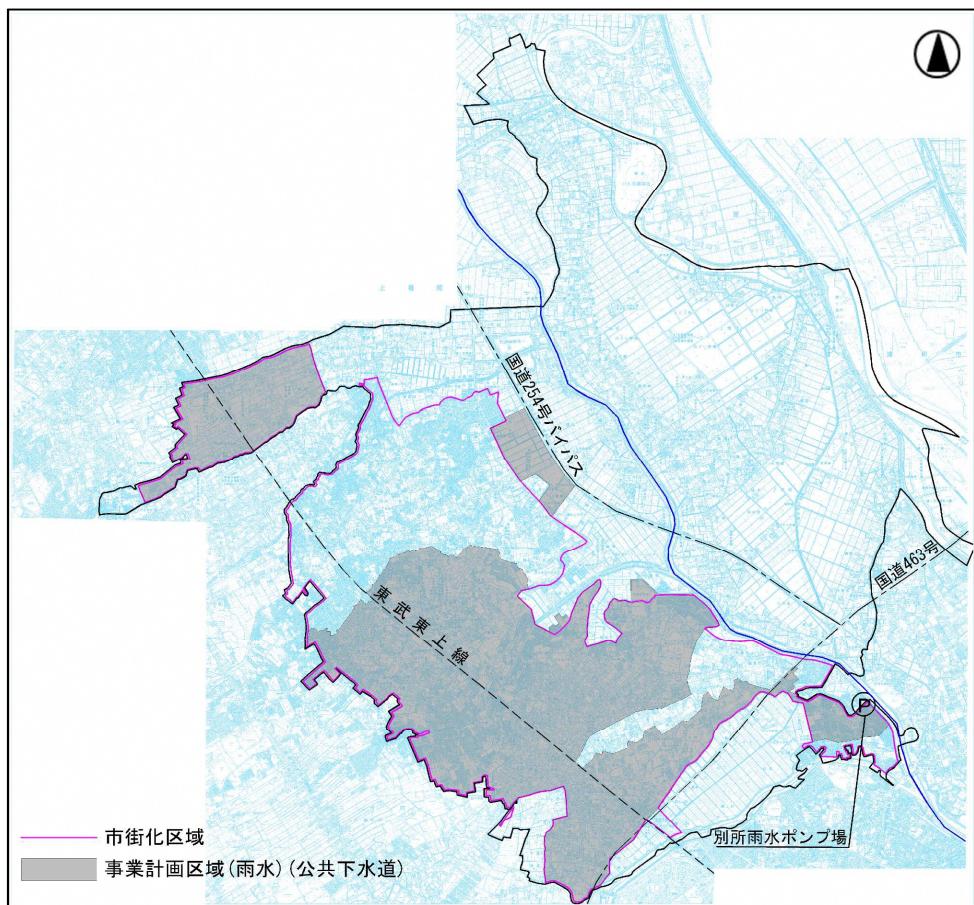


図5 公共下水道計画区域(雨水)

## 2-2.下水道施設整備の現況

### (1)汚水処理人口普及率

令和 5 年度末時点における埼玉県内の汚水処理人口普及率(行政区域内人口に対する汚水処理人口の割合)を図 6 に示します。

本市の汚水処理人口普及率は、令和 5 年度末時点で 99.7% であり、埼玉県内の類似団体平均(93.8%)と比べて高水準です。

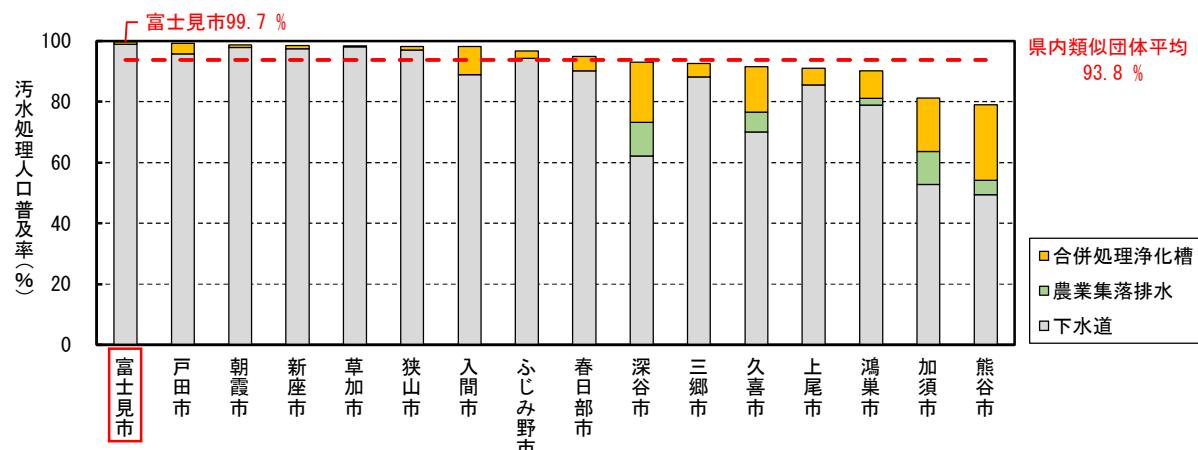


図 6 埼玉県内における汚水処理人口普及率(令和 5 年度末)

(本市と人口規模が近似している団体(10 万人以上 30 万人未満)を抽出)

### (2)現有施設

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ施設、下水を処理する処理施設で構成されます。

#### <管路施設>

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ施設、処理施設または放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設(汚水)の整備状況を図 7 に示します。

本市では、昭和 47 年度から管路施設の整備を開始し、令和 6 年度末時点の総延長は汚水約 331km、雨水約 58km となっています。污水管路については、昭和 53 年度から平成 5 年度にかけて整備した管路延長は全体の約 55% を占めています。

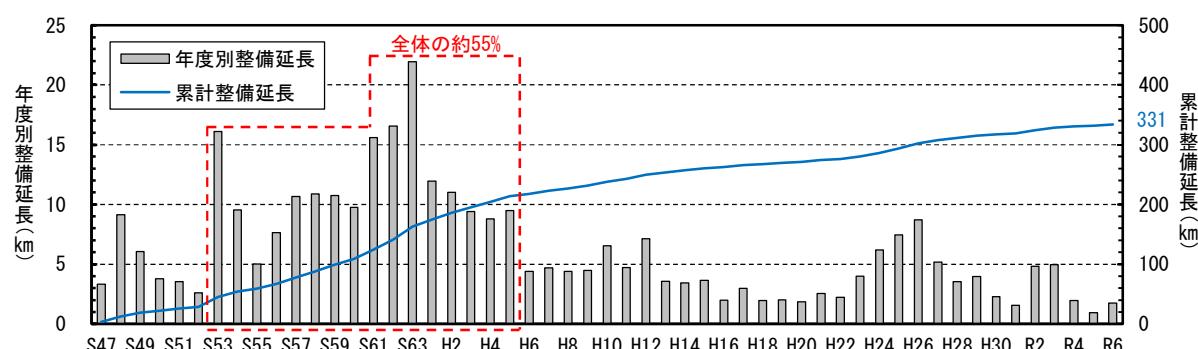


図 7 管路施設(汚水)の整備状況

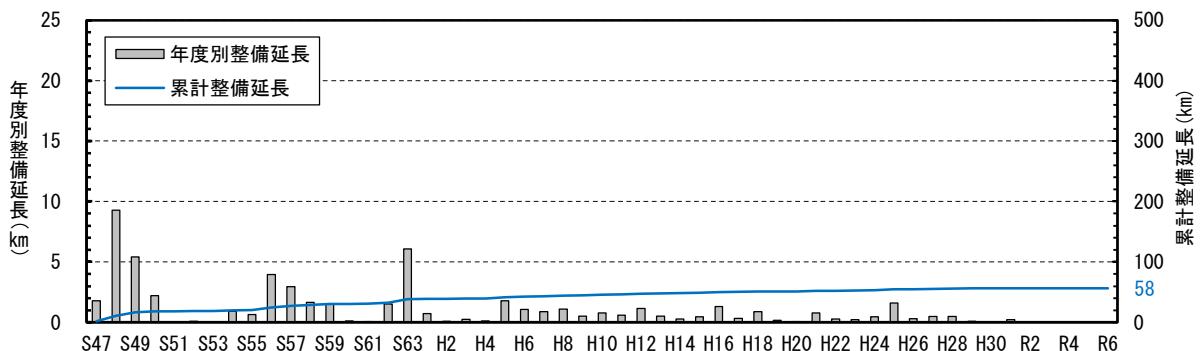


図 8 管路施設(雨水)の整備状況

#### <ポンプ施設>

ポンプ施設は、下水道管きよの埋設が著しく深くなる場合や、雨水を公共用水域に自然流下で放流できない場合に設けられる排水施設です。

本市では、ポンプ施設として別所雨水ポンプ場が整備され、平成 8 年 5 月から供用を開始しています。

施設名称	別所雨水ポンプ場	
設置位置	富士見市水谷東三丁目	
事業種別	公共下水道事業	
供用開始年月	平成 8 年 5 月	
ポンプ場種別	雨水ポンプ場	
計画揚水量	198.0 m <sup>3</sup> /分	

#### <マンホールポンプ>

マンホールポンプは、下水道管渠の埋設が深くなる場合に設けられる揚水施設であり、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に設置されるものです。

本市ではマンホールポンプが 32 箇所に整備されています。

#### <処理施設>

本市の下水道は、流域関連公共下水道事業であり、管路施設を通じて集めた汚水は流域下水道施設で処理を行うため、処理施設は保有していません。

## 2-3.下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

### (1)収益的収支

収益的収支は、施設の運転・維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(負担金、補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。令和6年度決算における収益的収支を図9に示します。

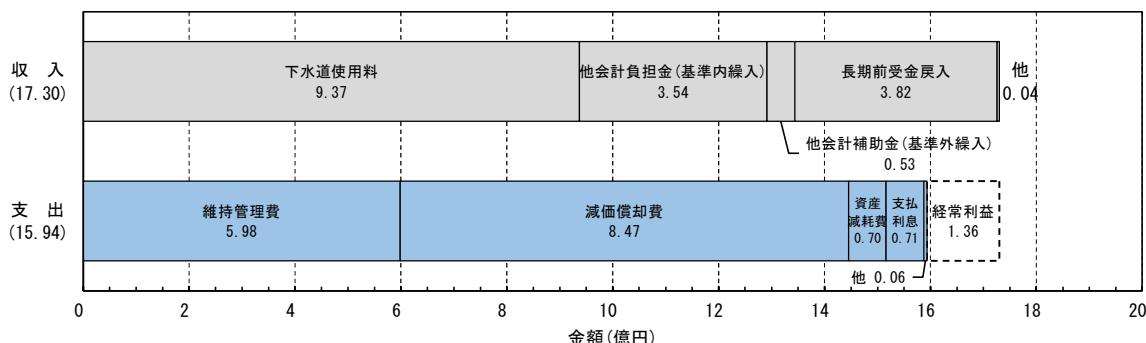


図9 収益的収支(令和6年度決算 税抜)

### (2)資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、企業債、国庫補助金、他会計負担金、受益者負担金、支出には建設改良費や企業債償還金があります。令和6年度決算における資本的収支を図10に示します。

支出のうち、建設改良費については、企業債、国庫補助金及び受益者負担金で賄っています。一方、企業債償還金についてはその多くを補填財源<sup>※4</sup>により賄っています。

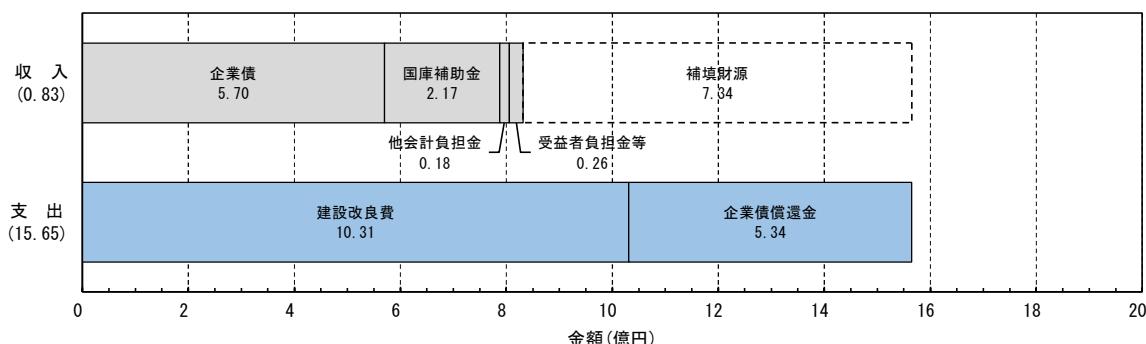


図10 資本的収支(令和6年度決算 税込)

※4 資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなることが一般的である。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(収益的収支に計上される減価償却費等の非現金支出を現金収入で回収することで発生する資金)がある。

## 2-4.下水道使用料体系の現況

本市公共下水道事業では、下水道使用者が排除する汚水の用途を「一般汚水」と「公衆浴場汚水」に区分し、それぞれ異なる使用料を定めています。「一般汚水」については、下水排除量が多くなるほど単価が高くなる累進制を採用しています。

平成 17 年 10 月に使用料の改定(平均改定率 30.9%)を実施し、現在の下水道使用料体系は表 4 のとおりとなっています。

表 4 現在の下水道使用料

区分	汚水排除量	単位	下水道使用料(1ヶ月・税抜)	
			S56制定	H17改定
一般汚水	基本料金 10m <sup>3</sup> まで	円	500	650
	10m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> まで	円/m <sup>3</sup>	65	85
	25m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	円/m <sup>3</sup>	80	105
	40m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> まで	円/m <sup>3</sup>	95	125
	70m <sup>3</sup> を超えるもの	円/m <sup>3</sup>	110	145
	公衆浴場汚水	円/m <sup>3</sup>	50	65

## 2-5.民間活用の現況

下水道使用料の徴収事務については、「富士見市下水道使用料調定等委任規則」に基づき本市水道事業に委任していますが、水道事業は水道料金と下水道使用料の徴収事務を民間業者に委託しています。

## 2-6.組織体制の現況

本市公共下水道事業を所管する富士見市下水道課は、庶務経理グループ及び事業推進グループで構成されます。組織体制を図 11 に示します。

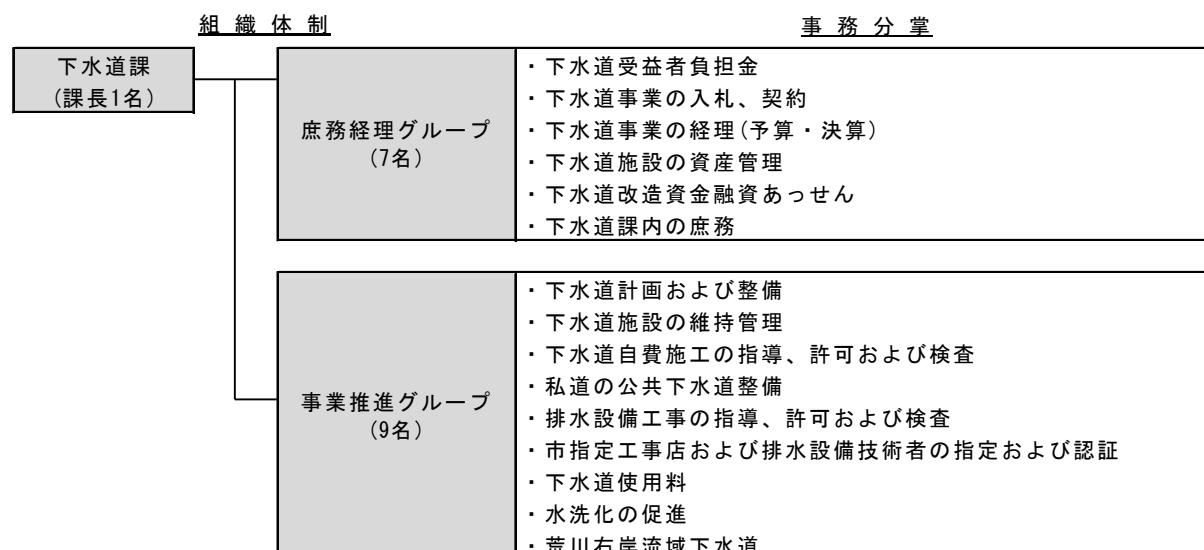


図 11 組織体制(令和 6 年度時点)

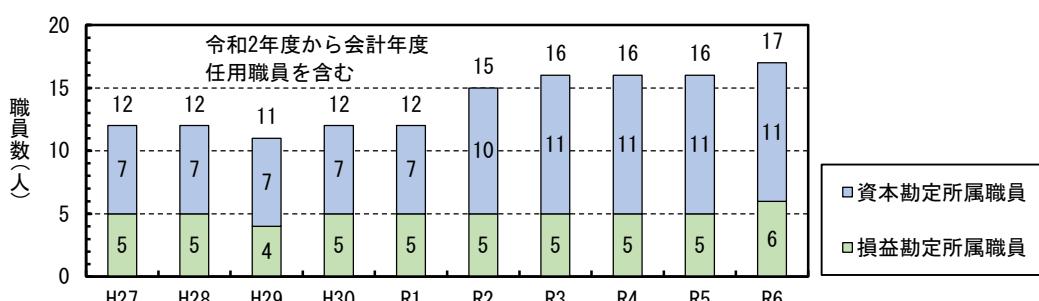


図 12 職員数

## 2-7.下水道経営の現況

経営比較分析表<sup>※5</sup>を用いて、経年的な比較や類似団体との比較により、本市公共下水道事業の経営現況を把握・分析します。類似団体は表5のとおり人口などに基づき区分されています。

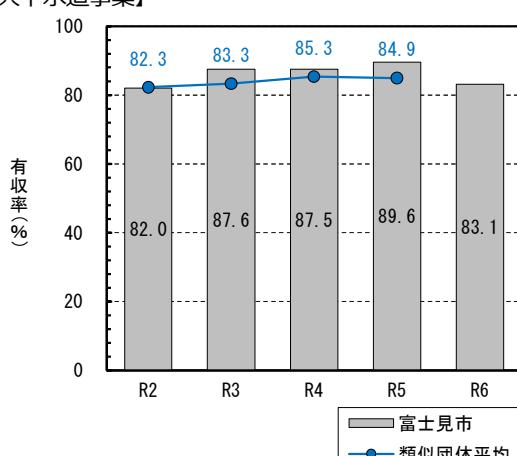
表5 本市の類似団体区分

事業種別	類似団体区分	類似団体
公共下水道	処理区域内人口 10万人以上 処理区域内人口密度 100人/ha以上	全国33団体 (埼玉県内の類似団体) 川口市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、新座市、ふじみ野市
特定環境保全 公共下水道	供用開始後年数 30年以上	全国191団体 (埼玉県内の類似団体) 飯能市、新座市、三芳町

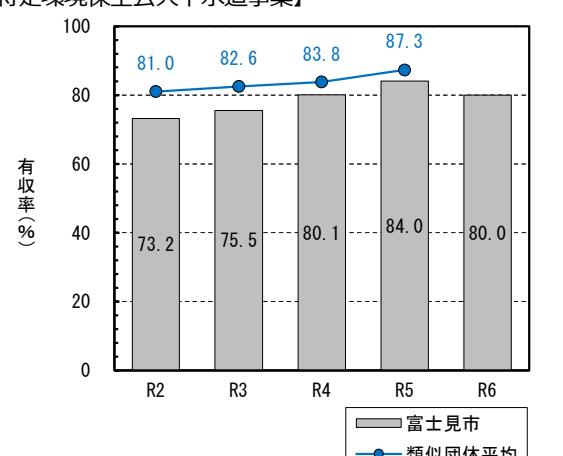
### ①有収率

定義	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す指標
算出式	有収率(%) = 年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100
説明	有収率が高いほど、使用料徴収の対象となる有収水が多く、効率的であることを示します。100%を下回る場合、汚水処理に要する費用が下水道使用料収入以外の収入で賄われていることを意味します。
評価	本市の有収率は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに、類似団体平均と同程度です。今後も引き続き有収率の維持・向上に向けた取り組みを進めます。

【公共下水道事業】



【特定環境保全公共下水道事業】



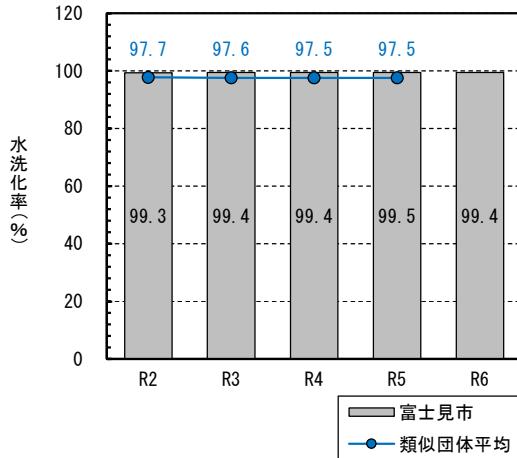
※本経営戦略策定時点では、令和6年度の類似団体平均は公表されていない。

※5「公営企業に係る経営比較分析表の策定及び公表について」（平成27年11月30日 総務省事務連絡）に基づき、毎年度策定されるもの。各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される。経営戦略の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することができる。

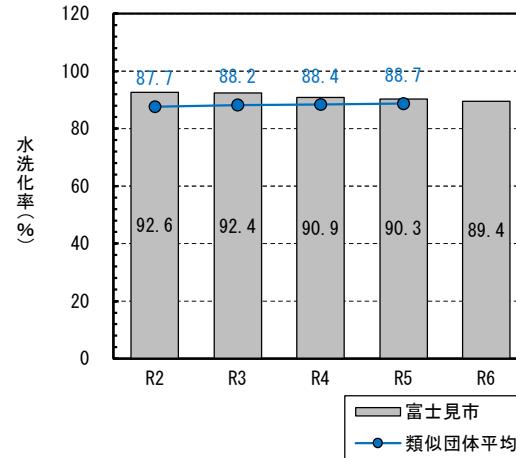
## ②水洗化率

定義	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標
算出式	水洗化率(%) = 水洗便所設置人口(水洗化人口) ÷ 処理区域内人口 × 100
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料収入等の観点から、100%が望ましい状態です。
評価	本市の水洗化率は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに、類似団体平均と概ね同水準となっています。ただし、水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取り組みを推進する必要があります。

【公共下水道事業】



【特定環境保全公共下水道事業】

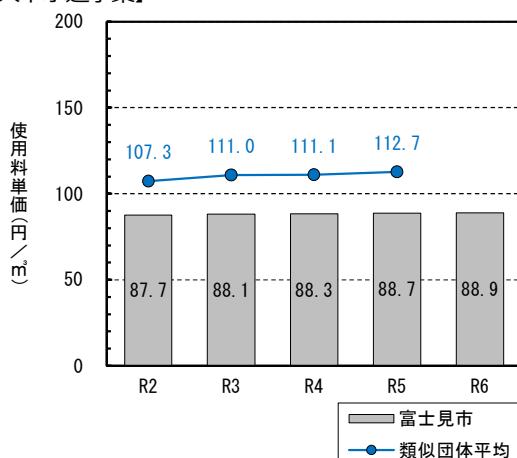


※本経営戦略策定時点では、令和6年度の類似団体平均は公表されていない。

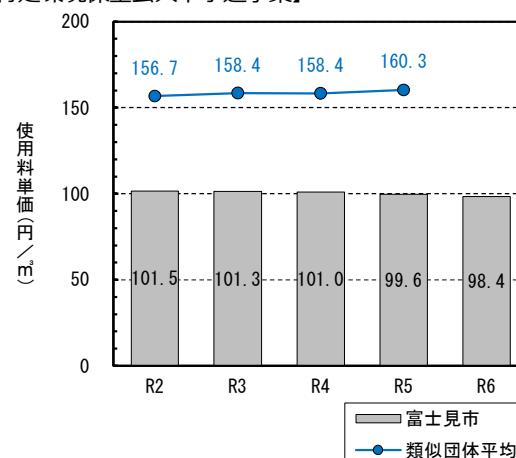
## ③使用料単価

定義	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの使用料収入を表す指標
算出式	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) = 下水道使用料収入 ÷ 年間有収水量
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評価	本市の使用料単価は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに、類似団体平均より低い水準に抑えられています。これは、次ページの「④汚水処理原価」に示すように、本市ではこれまで効率的に汚水処理を実施してきたことに由来します。

【公共下水道事業】



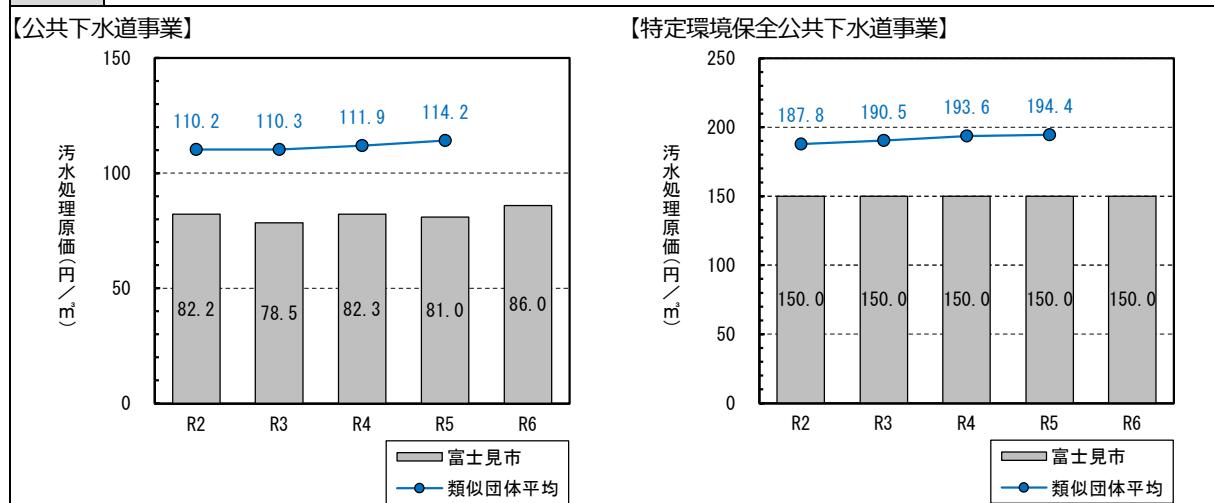
【特定環境保全公共下水道事業】



※本経営戦略策定時点では、令和6年度の類似団体平均は公表されていない。

#### ④汚水処理原価

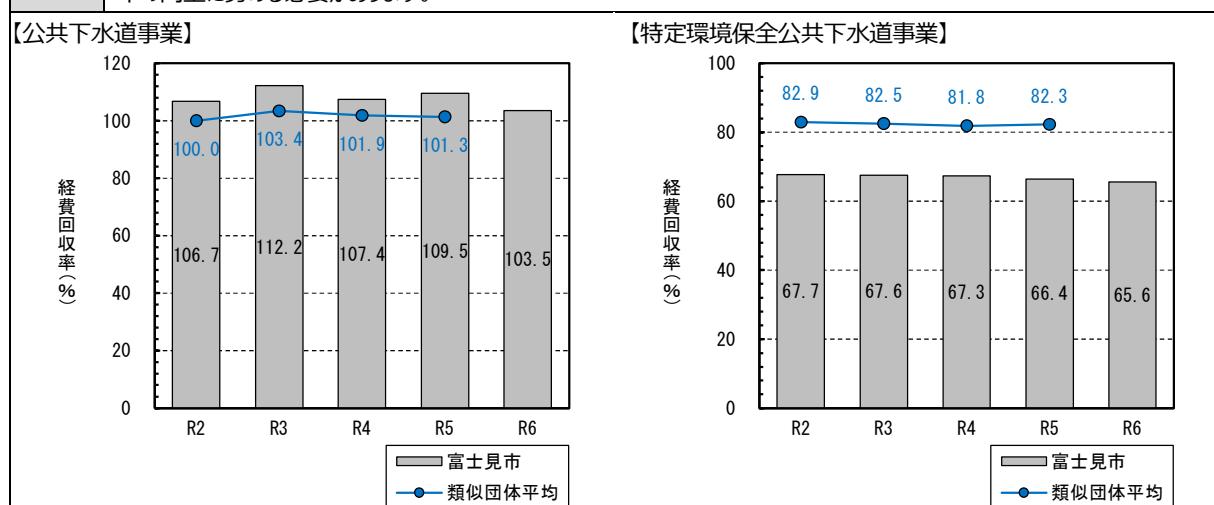
定義	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用(汚水資本費 <sup>※6</sup> + 汚水維持管理費)を表す指標
算出式	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) = 汚水処理費(公費負担分を除く) ÷ 年間有収水量
説明	本指標に明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較により、現状の把握・分析が求められます。
評価	本市の汚水処理原価は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに類似団体平均より低い水準に抑えられており、効率的に汚水処理を実施できていると考えられます。しかし、今後は流域下水道維持管理負担金の増加や物価上昇が想定されるため、継続的に経営コストの低減に努めます。



※本経営戦略策定時点では、令和 6 年度の類似団体平均は公表されていない。

#### ⑤経費回収率

定義	汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標
算出式	経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(公費負担を除く) × 100 = 下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費(公費負担を除く) × 100
説明	本指標は 100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評価	本市公共下水道事業の経費回収率は 100%を越えており、良好な事業経営状況といえます。一方、特定環境保全公共下水道事業は類似団体を下回り、70%程度にとどまっています。(両事業合算の経費回収率は 100.2% [令和 6 年度決算値]) 今後、流域下水道維持管理負担金の増加や物価上昇が想定されるなか、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の向上に努める必要があります。



※本経営戦略策定時点では、令和 6 年度の類似団体平均は公表されていない。

※6 汚水処理施設に係る減価償却費及び支払利息の合計値

## 第3章 将来の事業環境

### 3-1. 人口の見通し

#### (1) 行政区域内人口

「富士見市人口ビジョン」(令和 7 年 8 月)では、令和 42 年度までの人口の将来展望を示しています。人口ビジョンの将来展望では、本市の行政人口は令和 12 年度まで増加することが見込まれていますが、令和 42 年度時点では約 100,000 人まで減少すると予測されます。(令和 7 年度時点の 88% 程度)

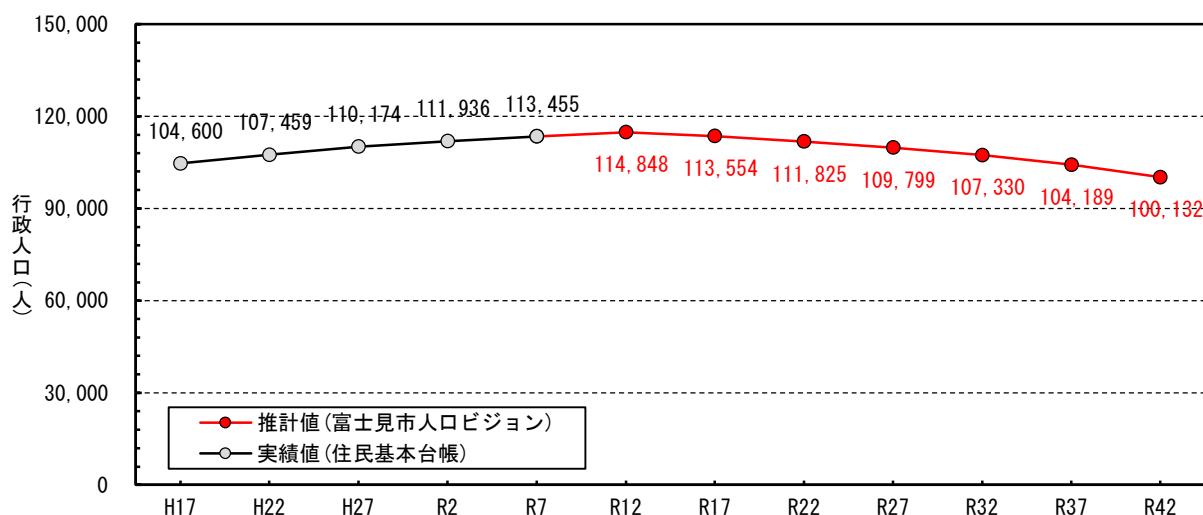


図 13 行政区域内人口の見通し

#### (2) 处理区域内人口・水洗化人口

下水道が整備された区域内の人口を処理区域内人口といいます。また、下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口といい、処理区域内人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。

行政区域内人口の見通しと同様に処理区域内人口・水洗化人口についても令和 12 年度まで増加することが見込まれますが、令和 12 年度以降は減少する見込みです。

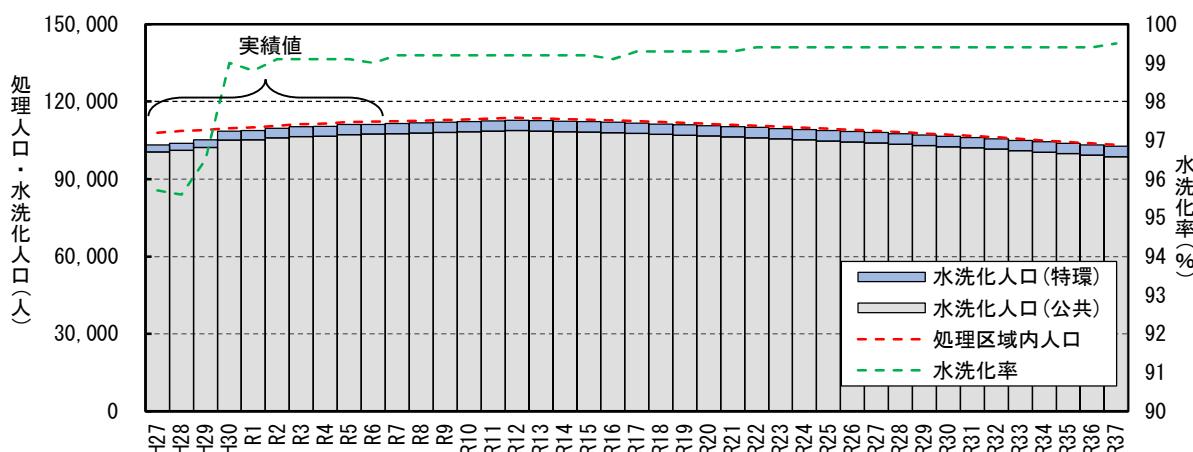


図 14 処理区域内人口、水洗化人口、水洗化率の見通し

### 3-2.下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。

現在の下水道使用形態(1人当たりの下水道使用量)を前提とし、将来の下水道有収水量を予測します。

なお、図15の見通しには含めていませんが、富士見市上南畠地区産業団地整備事業に伴い、下水道有収水量の増加が見込まれます。

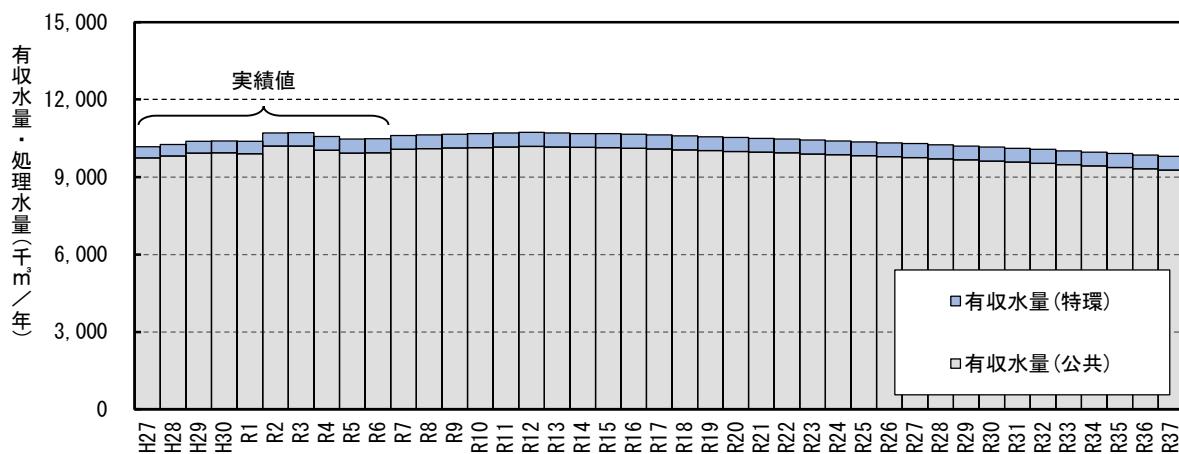


図 15 下水道有収水量の見通し

### 3-3.下水道使用料収入の見通し

現行の下水道使用料体系を前提とし、将来の下水道使用料収入を予測します。

当面は下水道使用水量収入は微増する見込みですが、令和12年度以降は減少に転じると予測され、令和37年度時点(30年後)には現時点に比べ約7%の減収が見込まれます。

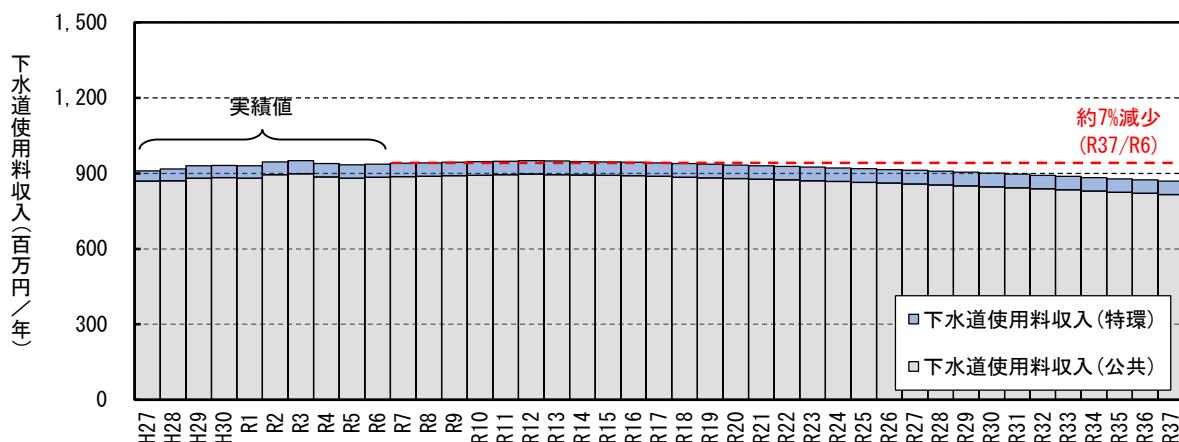


図 16 下水道使用料収入の見通し

### 3-4.施設の見通し

#### (1)管路施設

##### ①老朽化の状況

本市では昭和47年度から管路施設の整備に着手し、令和6年度末時点の整備延長は約331km(汚水管路)となっています。多くの管路は昭和53年度から平成5年度の約20年間に整備されており(図7参照)、更新需要が急速に増加すると予測されます。

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の劣化状況を予測した結果を図17に示します。

本経営戦略の計画期間末(令和17年度)には、緊急度I(速やかに改築が必要なもの)、緊急度II(簡易な対応により改築を5年末まで延長可能なものの占める割合は全体の約4割に達することが見込まれることから、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

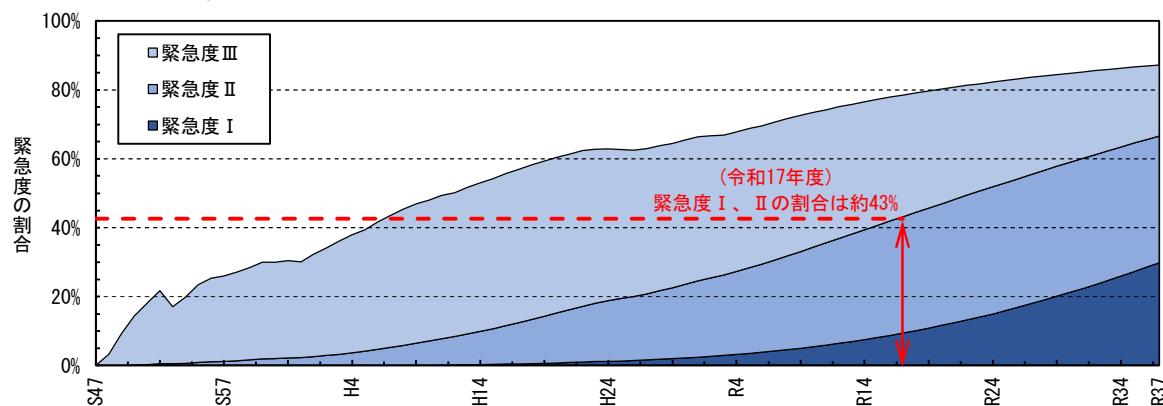


図17 本市公共下水道事業における管路施設の劣化予測(汚水管路)

##### ②耐震化の状況

下水道施設が被災した場合、トイレなどが使用できなくなるだけでなく、汚水の流出による公衆衛生の悪化およびマンホールの浮上による交通阻害の恐れがあります。

富士見市下水道総合地震対策計画に基づき、耐震性能を有するか現況把握に努めている段階であり、今後、計画的に耐震化を進める必要があります。

##### ③雨天時浸入水の状況

本市の下水道は、汚水と雨水を別々の管で流す分流式を採用しています。分流式では、汚水管路に雨水が混入しない構造になっていますが、汚水管路に劣化があった場合等には、雨水が汚水管路に浸入する場合があります。

本市では既に一定程度の雨天時浸入水が確認されています。今後は管路施設の老朽化に伴い雨天時浸入水が増加すると想定されるため、削減に向けた取り組みが必要です。

#### (2)ポンプ施設

ポンプ施設については、既に別所雨水ポンプ場の更新事業に着手しています。引き続き、下水道ストックマネジメント計画<sup>※7</sup>に基づき計画的に老朽化対策を進めます。

なお、別所雨水ポンプ場は、内水<sup>※8</sup>による浸水の恐れが高いことが本市の内水ハザードマップに示されており、施設の耐水化<sup>※9</sup>に向けた取り組みが必要です。

※7 長期的な視点で下水道施設全体の老朽化状況を考慮し、施設管理の最適化を図ることを目的とした計画

※8 内水は長時間の降雨によって排水機能が追いつかず、下水道や水路から雨水があふれ出す現象である。一方、外水は大雨による河川の氾濫や堤防の決壊で、市街地に水が流れ込む現象である。

※9 下水道施設が洪水や浸水などの水害に対して一定の機能を維持するための対策

### 3-5.降雨量の見通し

気象庁のさいたま観測所で観測した年ごとの降雨量のうち、「激しい雨(1時間30mm以上の降雨量)」を観測した回数は増加傾向にあります。

短時間の激しい雨は浸水のリスクを増大させることから、雨水排水施設の新規整備に向けた検討が必要です。

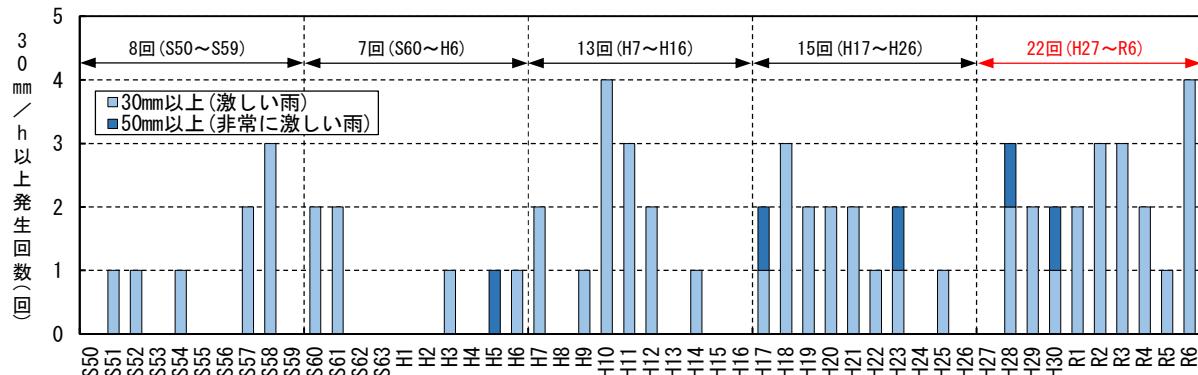


図 18 過去 50 年間の降雨実績

### 3-6.組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、職員の確保や技術の継承が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、組織体制の適正化を図る必要があります。

### 3-7.建設工事環境の見通し

建設工事費デフレーターは、建設投資の実質的な変動を図る指標です。同指標は、令和 6 年時点では平成 27 年の約 1.3 倍まで上昇しており、今後も労務単価や資材の高騰が想定されます。

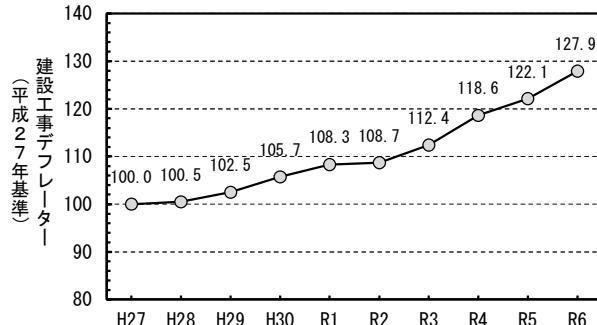


図 19 下水道工事の建設工事費デフレーター

(国土交通省 令和 7 年 5 月 30 日公表)

### 3-8.長期貸付利率の見通し

長らく日本においては低金利環境が継続し、企業債発行に際して支払利息を抑制することができていました。

しかし、地方公共団体金融機関の長期貸付金利をみると、令和元年から上昇傾向にあり、将来的な金利の上昇リスクが高まる可能性があります。

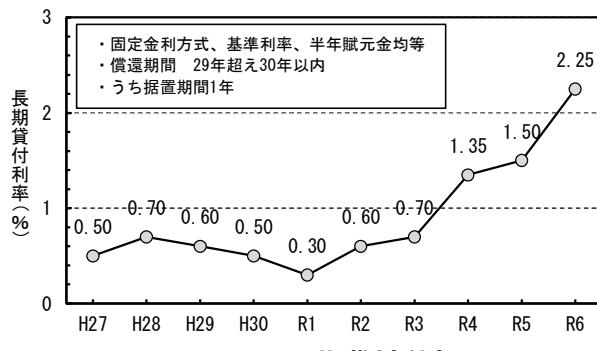


図 20 長期貸付利率

(出典：地方公共団体金融機関ホームページ)

### **3-9.流域下水道維持管理負担金の見通し**

流域下水道の維持管理は関係市町が負担する維持管理負担金を原資に行っています。本市の負担金単価(税込)は令和6年度まで32円/m<sup>3</sup>でしたが、令和7年度に38円/m<sup>3</sup>、令和8年度から令和11年度まで43円/m<sup>3</sup>に上昇しています。

今後も人件費やエネルギー価格の高騰に伴い、負担金単価の上昇が予想されます。

### **3-10.下水道事業の課題**

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、下水道事業が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

#### (1)老朽化施設への対応

本市では昭和47年度から下水道施設の整備に着手しており、今後、老朽化施設の増加が見込まれます。

施設の維持更新にあたっては、管路施設の耐震化、雨天時浸入水の削減及びポンプ施設の耐水化に取り組む必要があります。さらに近年は、気候変動により災害が激甚化しており、豪雨等による内水被害を軽減するため、雨水施設の整備を進める必要があります。

こうした複数の事業を同時期に行うため、職員及び業者を確保し、職員の技術継承を進めつつ、いかに効率的かつ効果的に実施していくかが課題です。

#### (2)経費回収率の向上

本市の経費回収率は100%を上回っていますが、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれるため、将来的に経費回収率が100%を下回ると予想されます。(令和6年度における経費回収率は100.2%)

今後は、下水道使用料水準の見直しを含め、いかに安定的に収入を確保するかが課題です。

## 第4章 経営の基本方針

### 4-1. 基本方針

下水道事業の課題や「富士見市総合計画」における下水道事業の方針を踏まえ、本経営戦略では下水道事業経営の基本方針を以下のとおり定めます。

#### **基本方針① 河川の水質保全**

公共下水道(汚水)の普及促進や、適正利用に関する周知啓発を図ることで河川の水質を保全します。

#### **基本方針② 内水対策の推進**

公共下水道(雨水)のポンプ施設などについて、計画的に更新と整備を進めることで、内水対策を推進します。

#### **基本方針③ 管路施設の適正管理**

ストックマネジメント計画等に基づき、管渠施設の更新を進めることで、適正管理を推進します。

#### **基本方針④ 安定的な財源確保と経営の強化**

将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取り組みを推進します。

### 4-2. 基本施策

基本方針の内容を具体化するものとして、6つの基本施策を定めます。また、実行性のある取り組みとして、主要なものを次章に記載します。

表6 経営戦略とSDGsとの関連性

基本方針	基本施策	持続可能な開発目標(SDGs)
【基本方針①】 河川の水質保全	【基本施策 1】 下水道利用についての啓発	 
【基本方針②】 内水対策の推進	【基本施策 2】 雨水排水施設の整備と更新	 
	【基本施策 3】 内水ハザードマップの周知	 
【基本方針③】 管路施設の適正管理	【基本施策 4】 ストックマネジメント計画等に基づく更新	  
【基本方針④】 安定的な財源確保と経営基盤の強化	【基本施策 5】 官民連携の推進	 
	【基本施策 6】 適正な使用料水準の検討	

#### 4-3.経営戦略の中間評価と経営目標の設定

今回の経営戦略改定にあたり、令和 6 年度末時点の中間評価を行います。

当初経営戦略では、経費回収率 100%以上及び資金残高 5 億円程度以上との管理目標値(令和 12 年度)を設定していますが、また、令和 17 年度の経営目標を引き続き健全な経営を維持するため、当初より同じ目標値を設定します。

表 7 経営目標の設定

指標名	(実績値) 令和 6 年度	(管理目標値) 令和 17 年度
経費回収率(%)	100.2	100 以上
資金残高(百万円) (年度末繰越補填財源)	993	500 程度以上

## 第5章 今後の主要な取り組み

### 【基本施策1】下水道利用についての啓発

#### (1)未接続世帯への指導

水洗化率の向上(下水道への接続促進)は、「快適な生活環境の確保」と「公共用水域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで安定的な財源を確保し、経営基盤の強化を図るという2つの観点から重要です。

未接続世帯へ公共下水道の利用促進を働きかけ、水洗化率の向上に取り組んでいきます。

#### (2)下水道のPR・広報活動

下水道への接続推進に向けては、下水道の役割を広くPRするとともに下水道のイメージアップを図る必要があります。本市では、市民向けのまちづくり講座を通じて下水道の役割を周知しつつ、マンホールカードなどのツールを用いて下水道を広くPRしてきました。引き続き、下水道へのご理解を得られるようPR活動に取り組んでいきます。

### 【基本施策2】雨水排水施設の整備と更新

#### (1)別所雨水ポンプ場の更新(再構築、耐水化)

雨水ポンプ場が浸水した場合、雨天時における雨水排除機能を喪失するとともに、浸水後の復旧工事に多額の費用を要することになります。

今後は引き続き、老朽化した設備の更新をおこなうとともに、荒川、新河岸川、柳瀬川における洪水浸水想定が新たに公表されたことを踏まえて、別所雨水ポンプ場の耐水化計画を策定し、効率的に耐水化事業を進めます。

#### (2)雨水排水施設(ポンプ場)の整備

近年、短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨や、大型台風による大雨で浸水被害が発生しています。浸水被害の解消を目指し、雨水排水施設の整備を計画的に進めるとともに、雨水幹線の整備など流域対策の検討に取り組んでいきます。

### 【基本施策3】内水ハザードマップの周知

近年、短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨や、大型台風による大雨で浸水被害が発生しています。

本市では、市民の皆様に浸水に関する情報及び避難に関する情報を提供することで、内水による浸水被害を最小化することを目的に「内水ハザードマップ」を作成し、公表しています。

短時間の激しい雨を観測する回数が増加傾向にあるため、今後も周知に努めます。

### 【基本施策4】ストックマネジメント計画等に基づく更新

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

今後、老朽化施設の増加が見込まれるなか、ストックマネジメント計画(管路)に基づく計画的な更新を実施し、施設のライフサイクルコスト<sup>※10</sup>の低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、良好な下水道機能を維持します。

※10 施設や設備の新規整備、維持、修繕等を含めたすべての費用を合計したもの。

## 【基本施策5】官民連携の推進

地方公共団体が運営している下水道事業において、執行体制の脆弱化、財政状況の逼迫、老朽化施設の増大等が進むなか、下水道の機能・サービスの水準をいかに持続的に確保していくかが全国的な課題となっています。この解決方法の一つとして、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の建設、維持管理、運営等を実施する P P P<sup>※11</sup> / P F I<sup>※12</sup>(官民連携)があります。

上下水道分野においては、令和 5 年度に「ウォーター P P P」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されています。

本市においても、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷や老朽化施設の増大が想定されることから、今後は下水道経営基盤の強化を目的として官民連携の推進に向けた検討を進めます。

## 【基本施策6】適正な使用料水準の検討

主要な取り組みを計画的に実施していくためには、安定的な財源が確保されていることや経営基盤の強化が必要です。しかしながら、今後、流域下水道維持管理負担金の増加や物価の上昇等を要因として、経費回収率の低下が想定されます。

そのため、経営戦略の投資・財政計画に基づき、安定的な財源を確保するため使用料改定の必要性を検証するとともに、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

---

※11 Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※12 Private Finance Initiative PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

## 第6章 投資・財政計画(収支計画)

### 6-1.投資計画

本経営戦略の計画期間(令和 8~17 年度)における投資額(建設改良費)を表 8 にまとめます。

表 8 計画期間内(令和 8~17 年度)の投資計画(建設改良費)

施設区分		内容	投資額 (億円)
管路施設	汚水	(新設)下水道未普及地域解消のための污水管路整備 (更新)老朽化した管路施設の改築 (その他)耐震性の向上を図るための補強工事 (その他)雨天時浸入水への対策工事	41.74
	雨水	(更新)老朽化した管路施設の改築 (その他)耐震性の向上を図るための補強工事	2.51
ポンプ場施設	汚水	(更新)老朽化したポンプ場の改築	4.05
	雨水	(新設)浸水対策のためのポンプ場の新設 (更新)老朽化したポンプ場の改築 (その他)ポンプ施設浸水対策のための耐水化工事	45.03
流域下水道負担金	汚水	(負担金)埼玉県流域下水道に対する建設負担金	12.40
その他	汚水	(新設)減災対策のためのマンホールトイレ整備工事	1.89
合計			107.62

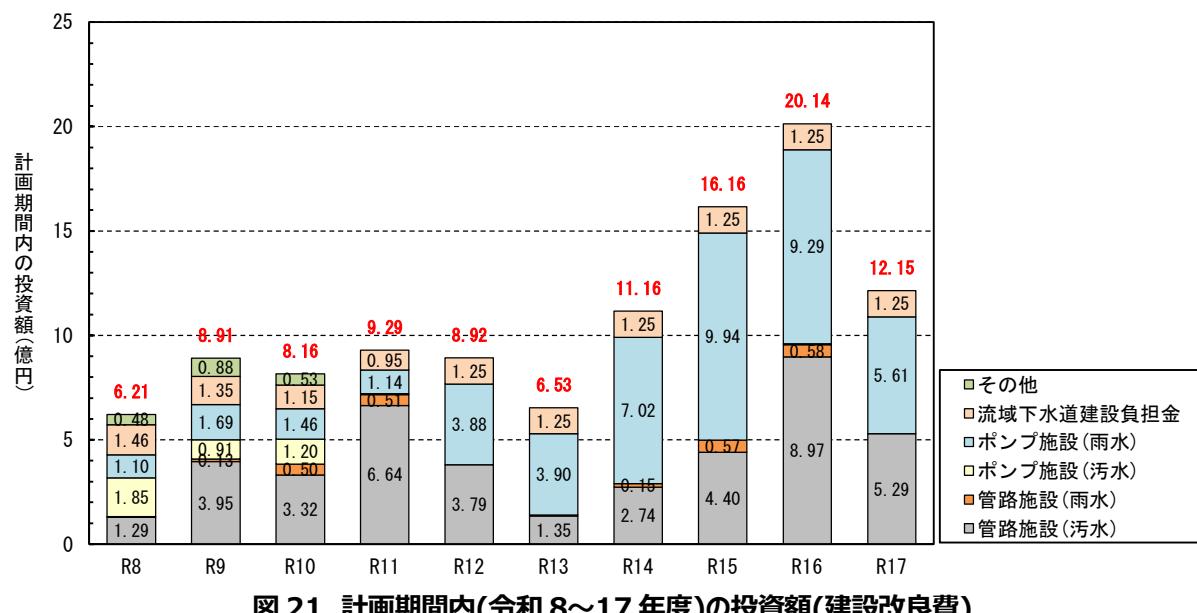


図 21 計画期間内(令和 8~17 年度)の投資額(建設改良費)

## 6-2.財源計画

財源の試算方法を表 9 にまとめます。

表 9 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料	・過年度の実績を基に使用料単価を設定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
収益的収入 (営業外収益)	他会計補助金(基準外)	・収入が不足する場合等に計上
	長期前受金戻入 <sup>※13</sup>	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・内部留保資金の状況を踏まえて起債額を算定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・補填財源が不足する場合に計上
	国(都道府県)補助金	・交付金交付要綱に基づき算定
	工事負担金	・受益者負担金等を計上

## 6-3.投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 10 にまとめます。

表 10 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・職員数が変動しないものと仮定 ・直近の予算額をベースとし、賃金上昇を加味して算定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定 ・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	・過年度の実績値をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(負担金)	・流域下水道維持管理負担金は、現行の負担金単価を用いて算定
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 ①構築物 50 年、②機械及び装置 20 年、③施設利用権 50 年
収益的支出 (営業外費用)	その他	・更新工事の実施に伴う資産減耗費を計上
	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定、利率は近年の上昇傾向を踏まえて設定 (条件)利率 3.0%、償還期間 30 年、元利均等返済
資本的支出	職員給与費等	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	企業債償還金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定[据置期間 1 年]

### <物価上昇について>

中長期の経済財政の展望として、内閣府から「中長期の経済財政に関する試算」が令和 7 年 8 月に公表されており、この中で物価上昇率や賃金上昇率の将来予測値が示されています。これを参考に、投資・財政計画では将来の物価上昇率として年率 1.0%を見込みます。

※13 資産を取得した際にその財源として補助金等を活用した場合、その補助金等を収入として一括計上せず、資産の対応年数にわたって分割して収益化を図るもの。

## 6-4.投資・財政計画の策定

将来にわたり持続可能な下水道経営を実現するため、今後10年間(令和8~17年度)の投資・財政計画を策定します。なお、投資・財政計画は、現在の会計方式(p.3 参照)に準じて策定するものです。

### (1)収益的収入

本経営戦略の最終年度(令和17年度)にかけて、他会計補助金(基準外繰入)の増加が見込まれます。これは、収益的支出において流域下水道維持管理負担金の上昇や長期貸付利率の上昇等を考慮したことによるものです。

他会計補助金は、下水道使用料で賄うことができない支出に対して、他会計から赤字補填するものです。したがって、他会計補助金の増加は本市の財政を圧迫するとともに、行政サービスの低下につながる懸念があります。

以上のことから、他会計補助金の削減に向けて経営の効率化を図るとともに、収入増加のための取り組みが必要な状況です。

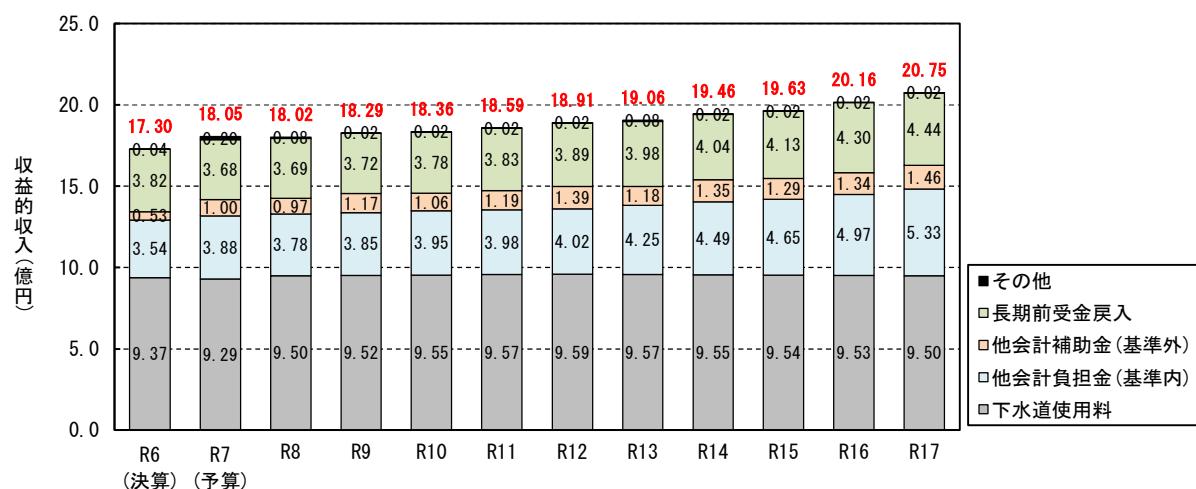


图 22 収益的収入

### (2)収益的支出

本経営戦略の最終年度(令和17年度)における収益的支出は約20.8億円となり、令和6年度決算額に対して約30%の増加が見込まれます。これは、投資・財政計画の策定にあたり、流域下水道維持管理負担金単価、長期貸付利率及び物価の上昇を見込んだことによります。

今後、長期的に支出の増加が見込まれるため、継続的に経営コストの削減に取り組みます。

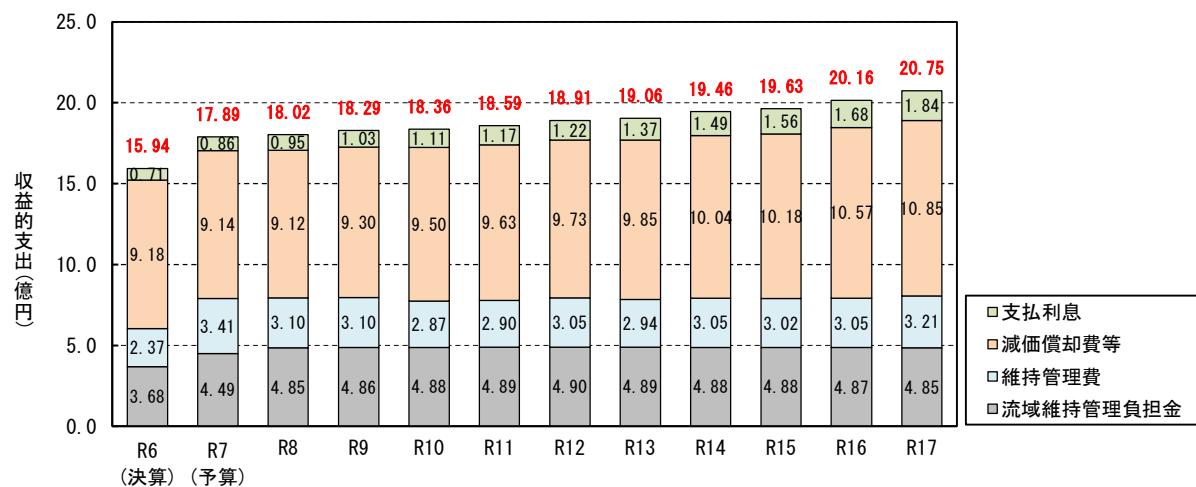


图 23 収益的支出

### (3)資本的収入

雨水排水施設の新規整備や施設の老朽化対策等に要する費用を賄う財源として、年間4~8億円程度の企業債の発行が必要になる見通しです。(収入が支出に不足する額は補填財源で対応。)

施設の整備や老朽化対策の推進に当たっては、国の交付金制度を最大限活用して財源の確保に努めます。

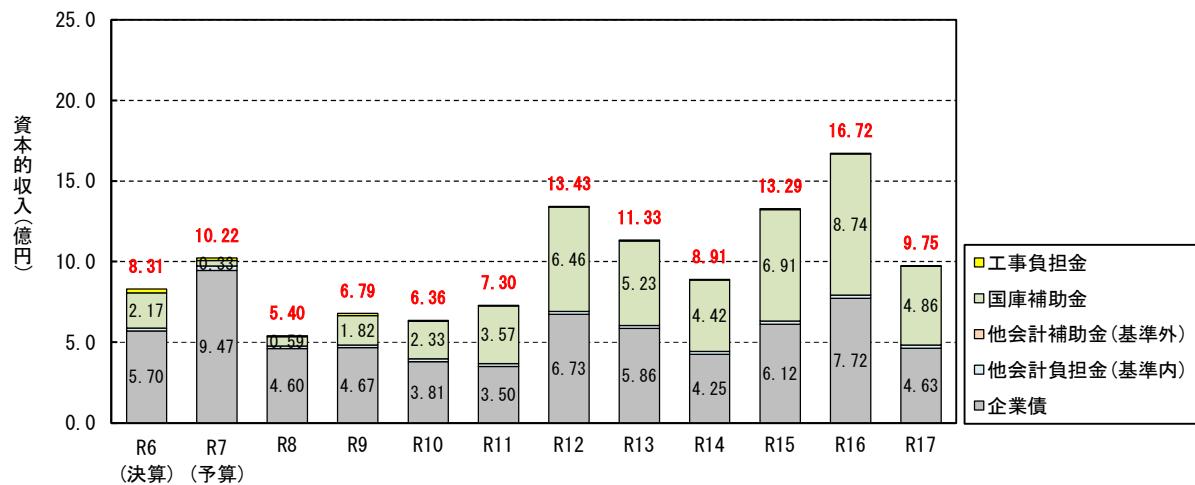


図24 資本的収入

### (4)資本的支出

本経営戦略の計画期間(令和8~17年度)においては、企業債償還金は約4億円程度を推移します。長期的には、老朽化対策等の増加とともに企業債償還金の増加が想定されるため、資金残高の動向に注視し安定した経営に努めます。

なお、市内の浸水被害低減を目的とした雨水ポンプ場の整備にあたり、固定資産購入費(用地取得費用)を計上します。

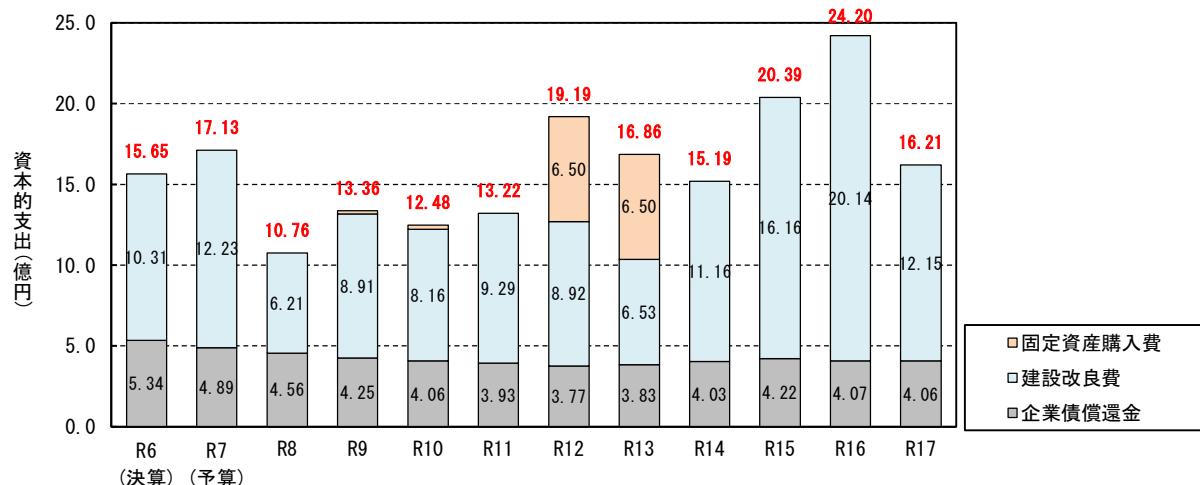


図25 資本的支出

## 第7章 使用料改定の必要性検証

今後、維持管理費や流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれ、経営環境はさらに厳しさを増していくと考えられます。令和6年度の経費回収率は100.2%ですが、令和17年度には約88%まで低下することが想定されます。

経費回収率が100%を下回ることは、維持管理に要する財源が不足していることを示しており、他会計補助金(基準外繰入)による補填が必要になります。なお、現在と同様の水準で他会計補助金を繰り入れた場合は、当年度純損失が発生することが想定されます。

他会計補助金による補填は本市の財政を圧迫するとともに、行政サービスを低下させるおそれがあります。

以上のことから、自立した下水道事業経営を目指すとともに行政サービス水準の確保のため、下水道使用料水準を早期に見直す必要があります。

そのため、経営戦略の収支予測に基づき、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

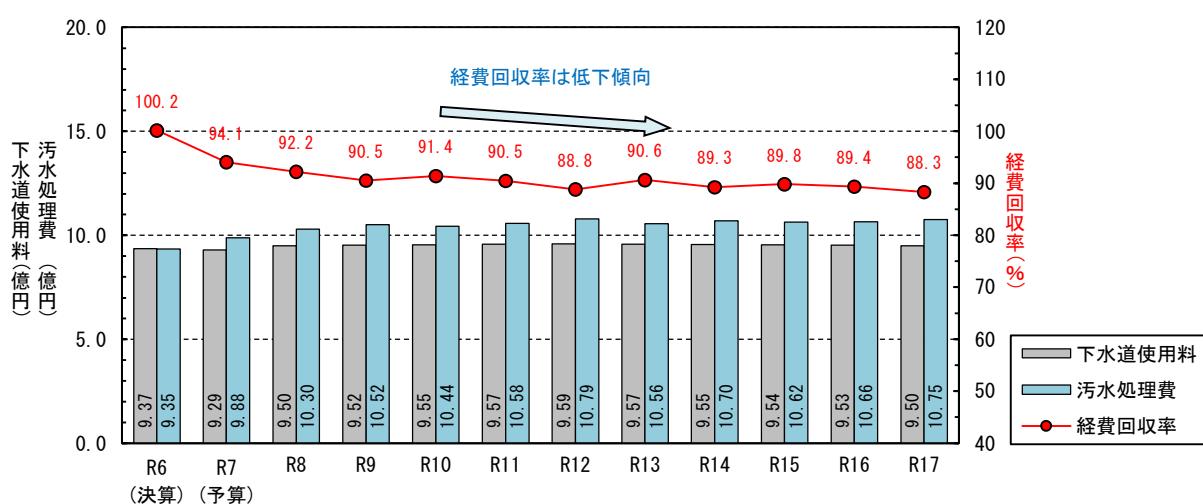


図26 経費回収率の見通し

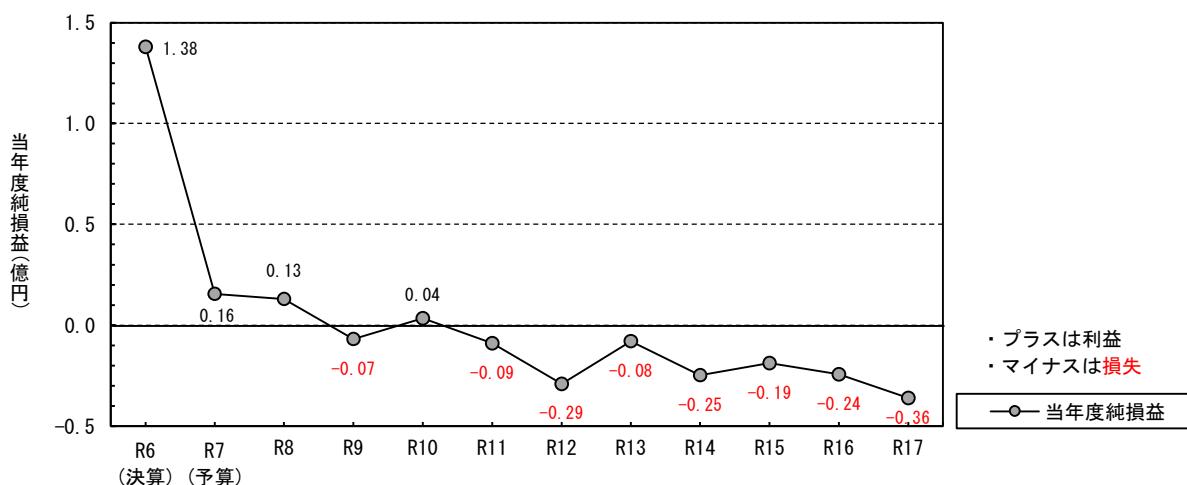


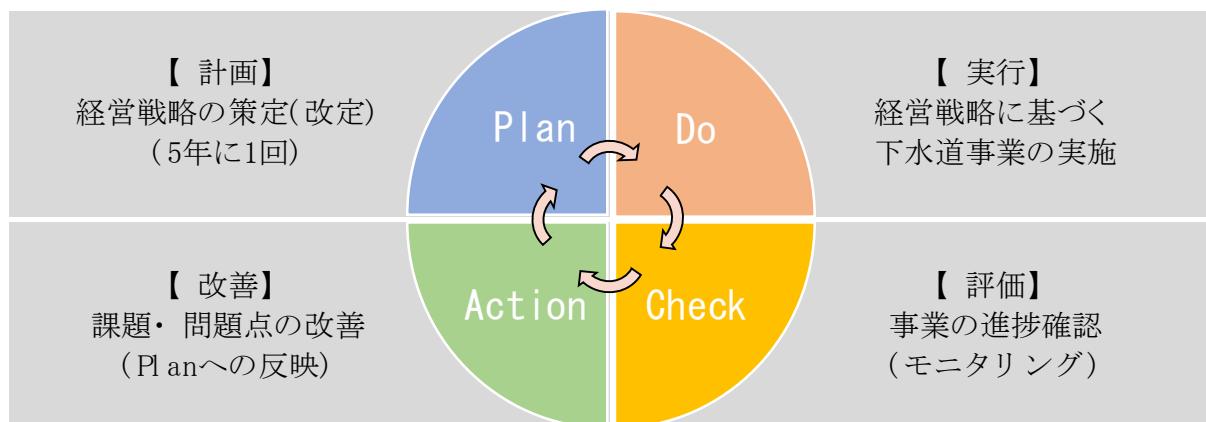
図27 当年度純利益の見通し

[現在と同様の水準で他会計補助金を繰り入れたケース]

## 第8章 経営戦略の進捗確認と改定の方針

本経営戦略は令和 17 年度までの 10 年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、下水道経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに 5 年に 1 回の頻度で経営戦略を改定します。



## 【別紙1】経費回収率の向上に向けたロードマップ<sup>①</sup>

「社会资本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和6年3月29日 国水下事第51号)に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表11に示します。

今後は、経営戦略の改定と合わせて、5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性を検証します。検証した結果、下水道使用料改定の必要性が認められた場合には、改定に向けた詳細な検討を実施します。

表11 経費回収率の向上に向けたロードマップ<sup>①</sup>

区分	取組内容	R6 (実績)	R7	経営戦略計画期間								
				R8	R9	R10	R11	R12 (中間)	R13	R14	R15	R16
業績目標	経費回収率(%)	100.2						100% (R10～14の5箇年平均)			100% (R15～19の5箇年平均)	
収入増加のための取組	経営戦略改定(5年に1回) (使用料改定の必要性検証)		改定作業					改定作業				改定作業
	適正な使用料水準の検討 (使用料改定に向けた検討)			検討	検討	改定 (予定)			検討	検討	改定 (予定)	
支出削減のための取組	計画的な改築事業の実施	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施、官民連携の推進										

表12 原価計算表(単位：千円)

区分	項目	(実績) 令和6年度	投資・財政計画[平均]	
			令和8~12年度	令和13~17年度
維持管理費	管渠費	506,654	677,492	676,332
	業務費	55,273	62,230	65,402
	総係費	36,493	47,845	50,286
	その他	5,906	765	765
	小計 A	604,326	788,332	792,785
	公費負担等 B	54,722	67,935	69,025
	使用料対象経費 A-B	549,604	720,397	723,760
資本費	減価償却費	847,494	934,863	1,016,715
	長期前受金戻入	▲ 381,532	▲ 378,165	▲ 417,777
	資産減耗費	70,370	10,599	12,933
	支払利息	71,336	109,447	158,690
	小計 C	607,668	676,744	770,561
	公費負担等 D	222,009	344,573	428,438
	使用料対象経費 C-D	385,659	332,171	342,123
使用料対象経費 合計		935,263	1,052,568	1,065,883
下水道使用料(千円/年)		937,107	954,455	953,825
有収水量(千m <sup>3</sup> /年)		10,479.7	10,679.2	10,671.6
使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) 使用料収入 ÷ 有収水量		89.42	89.38	89.38
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) 使用料対象経費 ÷ 有収水量		89.25	98.56	99.88
経費回収率(%) 使用料単価 ÷ 汚水処理原価		100.2	90.7	89.5

### 【別紙3】投資・財政計画

投資・財政計画については、収支を均衡させるため、収支の差額分については、他会計補助金にて調整しています。

#### 収益的収支

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度
収益的 収入	1. 営業収益	1,292,996	1,317,058	1,328,546	1,337,622	
	(1) 下水道使用料	937,107	929,373	950,005	952,217	
	(2) 他会計負担金	353,989	387,525	378,381	385,245	
	(3) その他	1,900	160	160	160	
	2. 営業外収益	436,995	488,397	473,757	490,962	
	(1) 他会計補助金	53,000	100,440	96,942	116,799	
	(2) その他補助金	0	18,150	5,715	0	
	(3) 長期前受金戻入	381,532	367,716	369,009	372,072	
	(4) その他	2,463	2,091	2,091	2,091	
	収入計(A)	1,729,991	1,805,455	1,802,303	1,828,584	
収益的 収支 (税抜)	1. 営業費用	1,516,284	1,702,058	1,707,029	1,725,563	
	(1) 職員給与費	37,861	50,838	51,803	52,322	
	· 基本給	18,168	24,252	24,712	24,960	
	· 退職給付金	0	0	0	0	
	· その他	19,693	26,586	27,091	27,362	
	(2) 経費	560,559	737,686	743,134	743,718	
	· 動力費	6,511	9,882	9,753	9,866	
	· 修繕費	11,461	4,350	9,913	10,011	
	· 材料費	6,611	7,569	7,713	7,790	
	· 委託料	146,385	227,631	194,972	193,784	
収益的 支出	· 流域下水道維持管理負担金	367,646	449,298	485,298	486,428	
	· その他	21,945	38,956	35,485	35,839	
	(3) 減価償却費	847,494	885,950	904,471	918,169	
	(4) その他	70,370	27,584	7,621	11,354	
	2. 営業外費用	77,242	87,306	95,274	103,021	
	(1) 支払利息	71,336	85,984	94,774	102,521	
	(2) その他	5,906	1,322	500	500	
	支出計(B)	1,593,526	1,789,364	1,802,303	1,828,584	
	経常損益(C)=(A)-(B)	136,465	16,091	0	0	
	特別利益(D)	1,788	1	0	0	
特別損失(E)		270	500	0	0	
		1,518	-499	0	0	
	特別損益(F)=(D)-(E)	137,983	15,592	0	0	
	当年度純利益(又は純損失)(C)+(F)	612,317	627,909	627,909	627,909	
流動資産		1,232,773	1,352,366	1,403,119	1,359,707	
	うち未収金	225,738	242,261	237,501	238,054	
流動負債		710,769	843,830	812,880	794,647	
	うち建設改良費分	470,986	455,528	424,578	406,345	
	うち一時借入金	0	0	0	0	
	うち未払金	229,514	377,244	377,244	377,244	

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,349,833	1,354,376	1,360,755	1,382,051	1,404,533	1,419,365	1,449,815	1,482,849
954,538	956,672	958,841	957,018	955,311	954,333	952,546	949,915
395,135	397,544	401,754	424,873	449,062	464,872	497,109	532,774
160	160	160	160	160	160	160	160
486,246	504,328	529,777	523,665	540,978	543,828	566,059	592,463
106,494	118,824	139,017	117,863	134,727	128,726	134,251	146,086
0	0	0	6,001	0	0	0	0
377,661	383,413	388,669	397,710	404,160	413,011	429,717	444,286
2,091	2,091	2,091	2,091	2,091	2,091	2,091	2,091
1,836,079	1,858,704	1,890,532	1,905,716	1,945,511	1,963,193	2,015,874	2,075,312
1,724,673	1,741,300	1,767,902	1,768,155	1,795,943	1,807,011	1,847,855	1,890,694
52,846	53,374	53,910	54,447	54,990	55,540	56,095	56,653
25,210	25,462	25,717	25,974	26,233	26,495	26,759	27,026
0	0	0	0	0	0	0	0
27,636	27,912	28,193	28,473	28,757	29,045	29,336	29,627
721,384	724,816	740,524	728,362	737,404	733,190	734,718	748,698
9,981	10,097	10,214	10,302	10,392	10,488	10,579	10,665
10,112	10,212	10,315	10,418	10,523	10,627	10,733	10,840
7,868	7,947	8,026	8,106	8,187	8,269	8,352	8,435
169,615	171,302	185,231	173,366	182,634	178,261	180,045	194,703
487,608	488,699	489,813	488,875	487,999	487,503	486,588	485,247
36,200	36,559	36,925	37,295	37,669	38,042	38,421	38,808
936,323	952,712	962,641	978,985	991,546	1,007,832	1,038,832	1,066,378
14,120	10,398	10,827	6,361	12,003	10,449	18,210	18,965
111,406	117,404	122,630	137,561	149,568	156,182	168,019	184,618
110,906	116,904	122,130	137,061	149,068	155,682	167,519	184,118
500	500	500	500	500	500	500	500
1,836,079	1,858,704	1,890,532	1,905,716	1,945,511	1,963,193	2,015,874	2,075,312
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
627,909	627,909	627,909	627,909	627,909	627,909	627,909	627,909
1,367,491	1,399,623	1,452,652	1,520,415	1,544,895	1,516,390	1,490,593	1,543,763
238,635	239,168	239,710	239,255	238,828	238,583	238,137	237,479
781,158	765,281	771,556	791,801	810,684	795,117	794,243	803,592
392,856	376,979	383,254	403,499	422,382	406,815	405,941	415,290
0	0	0	0	0	0	0	0
377,244	377,244	377,244	377,244	377,244	377,244	377,244	377,244

## 資本的収支

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度
資本的 収支 (税込)	1. 企業債	570,000	947,200	459,800	466,900	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	18,335	25,536	16,923	17,143	
	4. 他会計補助金	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	
	6. 国庫補助金	217,444	32,500	58,710	181,659	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	25,539	16,856	5,000	12,849	
	9. その他	0	0	0	0	
	収入計(G)	831,318	1,022,092	540,433	678,551	
	(G)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(H)	0	0	0	0	
	純計(I)=(G)-(H)	831,318	1,022,092	540,433	678,551	
資本的 支出	1. 建設改良費	1,031,410	1,223,192	620,607	890,756	
	うち職員給与費	66,354	80,361	81,888	82,708	
	2. 企業債償還金	533,634	489,473	455,528	424,578	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	
	5. その他(固定資産購入費[用地取得])	0	0	0	21,000	
支出計(J)		1,565,044	1,712,665	1,076,135	1,336,334	
資本的収入額が 資本的支出額に不足する額(K)=(I)-(J)		733,726	690,573	535,702	657,783	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	469,857	590,071	492,065	600,598	
	2. 利益剰余金処分額	200,000	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	
	4. 消費税資本的収支調整額	63,869	100,502	43,637	57,185	
	補填財源計(L)	733,726	690,573	535,702	657,783	
補填財源不足額(K)-(L)		0	0	0	0	
他会計借入金残高		0	0	0	0	
企業債残高		6,836,899	7,294,626	7,298,898	7,341,220	

## 他会計繰入金

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度
収益の収支分		406,989	487,965	475,323	502,044	
うち基準内繰入金		353,989	387,525	378,381	385,245	
	うち基準外繰入金	53,000	100,440	96,942	116,799	
資本的収支分		18,335	25,536	16,923	17,143	
うち基準内繰入金		18,335	25,536	16,923	17,143	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	
合計		425,324	513,501	492,246	519,187	

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
381,000	350,200	673,400	586,200	424,600	611,700	771,900	463,200
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
16,913	17,841	18,693	18,971	19,911	20,875	20,912	20,704
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
233,468	357,267	646,054	523,119	441,656	691,349	874,182	486,091
0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
0	0	0	0	0	0	0	0
636,381	730,308	1,343,147	1,133,290	891,167	1,328,924	1,671,994	974,995
0	0	0	0	0	0	0	0
636,381	730,308	1,343,147	1,133,290	891,167	1,328,924	1,671,994	974,995
815,876	929,063	891,813	653,190	1,115,685	1,616,143	2,013,554	1,214,779
83,535	84,371	85,215	86,067	86,926	87,794	88,670	89,554
406,345	392,856	376,979	383,254	403,499	422,382	406,815	405,941
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	0	650,000	650,000	0	0	0	0
1,247,621	1,321,919	1,918,792	1,686,444	1,519,184	2,038,525	2,420,369	1,620,720
611,240	591,611	575,645	553,154	628,017	709,601	748,375	645,725
564,733	547,300	531,505	519,608	574,644	633,510	652,857	587,622
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
46,507	44,311	44,140	33,546	53,373	76,091	95,518	58,103
611,240	591,611	575,645	553,154	628,017	709,601	748,375	645,725
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7,315,875	7,273,219	7,569,640	7,772,586	7,793,687	7,983,005	8,348,090	8,405,349

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
501,629	516,368	540,771	542,736	583,789	593,598	631,360	678,860
395,135	397,544	401,754	424,873	449,062	464,872	497,109	532,774
106,494	118,824	139,017	117,863	134,727	128,726	134,251	146,086
16,913	17,841	18,693	18,971	19,911	20,875	20,912	20,704
16,913	17,841	18,693	18,971	19,911	20,875	20,912	20,704
0	0	0	0	0	0	0	0
518,542	534,209	559,464	561,707	603,700	614,473	652,272	699,564